

産業廃棄物適正処理に係る 業種別事例集 ～公務編～のご紹介

第9回 町田市教育委員会の事例

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、自治体や国(省庁)が産業廃棄物の適正処理や電子マニフェスト普及促進のために活用できるものとして、公務を対象に、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例や電子マニフェストの活用事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。(令和5年3月)

第9回は、事例集の中から、すべての市立小中学校が電子マニフェストを導入している町田市教育委員会の産業廃棄物の適正処理の取組み、電子マニフェストの使用状況を一部抜粋し掲載します。

1 施設概要、実績

○概要

産業廃棄物の処理の関係部署

：町田市教育委員会学校教育部教育総務課、町田市財務部契約課

所管する学校：小学校42校、中学校20校

(令和4年度現在)

○排出する主な産業廃棄物(令和3年度実績)

廃棄物区分	普通産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
排出する主な産業廃棄物の種類	混合廃棄物、廃プラスチック類、金属くず、コンクリートくず、家電四品目以外のフロンを含む家庭用電気製品、家電四品目、廃蛍光灯管類、廃電池類	

※ 混合廃棄物には什器類が含まれる。鉄・非鉄金属製の部品が分解可能な什器類の場合は、鉄・非鉄金属製の部品は売却

※ 廃プラスチック類は液体のりを詰め替えた空ボトル等

※ 金属くずは給食の配膳で使用するアルミホイール等

※ コンクリートくずは古い工作物の破片等

2 委託先処理業者選定

○処理業務の発注形態

・基本は指名競争入札で委託先を決定し、発注金額が少額であれば随意契約としている。ガスボンベ等、

排出の頻度が少ない廃棄物については発生の都度、見積合わせで複数の処理業者から選定

○処理業者の情報収集

- ・市の契約課が入札参加資格者の登録情報を確認して、処理業者の情報収集を行う
- ・教育総務課が市の環境部局に処理業者の情報を確認
- ・教育総務課が処理業者のホームページでの公開情報を確認

○選定方法・選定基準

- ・処理業者の許可品目、許可期限、処理能力、許可エリア等を確認
- ・電子マニフェストの使用を産業廃棄物処理業務の入札参加の条件としていないが、業務委託仕様書において、原則、電子マニフェストの使用を条件としている
- ・業務仕様書に「再資源化を図ること」と記載し、リサイクルの対応を求めている
- ・入札参考見積りから入札予定価格を設定し、委託費が不当に安価にならないようにしている

3 委託契約・事前打合せ

○委託契約

- 令和3年度は、収集運搬・処分を兼務する処理業者3社と委託契約を締結
- 委託契約書は、廃棄物処理法で定める記載事項のほか、反社会勢力排除、支払条件、情報セキュリティ等の項目を追加して、廃棄物の排出部門の担当者が作成している。委託契約書の内容は、市の契約課が毎年度入札時に内容を確認
- 廃蛍光灯管類や廃電池類等、取り扱う処理業者が限られている産業廃棄物は、年度ごとに委託契約の内容を見直した上で同じ処理業者と委託契約を締結

○廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- 廃棄物の性状・量、引渡方法、積み込み手順、電子マニフェストの運用方法について打合せしている
- 廃棄物の排出場所の現地確認を運搬担当者に実施しているほか、各学校の排出場所、運搬車の入場ルートマーキングした図面データを提供

4 電子マニフェストの使用状況

○電子マニフェストの運用方法

- 市立学校62校における令和3年度のマニフェスト登録件数（電子と紙の合計）は、3,157件（電子マニフェスト98.3%、紙マニフェスト1.7%）
- 教育総務課は各学校から排出される産業廃棄物の回収日を処理業者と計画し、週2回、産業廃棄物の回収後に各学校でマニフェストの登録漏れがないかどうか、教育総務課の担当者がマニフェスト情報の照会画面で確認し、登録漏れのある学校へ連絡
- 処理業者において電子マニフェストの処理終了報告が漏れたことがあったため、チェック表を作成し、月1回、産業廃棄物の処分期限及び最終処分期限までに処理終了報告が入力されているか確認

○電子マニフェスト導入の経緯

- 電子マニフェストの導入前は、各学校が手書きで紙マニフェストに必要事項を記載していたほか、教育委員会ですべての学校の紙マニフェストの保管や

処理業者から返信された紙マニフェスト内容の確認を行っていたため、紙マニフェストに係る事務負担が大きかった

- 紙マニフェストに係る事務作業の効率化やペーパーレス化を図るため、平成29年（2017年）5月に電子マニフェストを導入
- 電子マニフェストの導入前に委託契約していた処理業者はすでに電子マニフェストに加入していたため、混乱なく電子マニフェストに移行
- 学校の敷地内に設置されている学童保育から排出される産業廃棄物についても電子マニフェストの導入により事務作業の省力化が図れるため、学童保育を所管する他の課から電子マニフェストに関する相談がある

○電子マニフェスト導入のための取組み

- 電子マニフェストの導入について、町田市情報セキュリティ基本方針に矛盾することのないよう（SSLによる暗号化通信等）、平成29年3月にコンピュータシステム等管理運営委員会へ諮った
- すべての学校が電子マニフェストを問題なく導入できるように、平成29年2月頃から各学校に丁寧に周知を行い、電子マニフェストデモシステムを活用する等、1ヶ月間の導入期間を経て、すべての学校が電子マニフェストを使用できる環境を構築

○電子マニフェスト導入の効果

- あらかじめ決まっている入力内容を登録しておく「パターン登録機能」を使用することにより、各学校におけるマニフェストの入力作業の簡素化を図ることが出来た
- 教育委員会における紙マニフェストに係る作業時間は、1ヶ月当たり約5時間/人であったが、電子マニフェストの導入後は、1ヶ月当たり約1時間/人に削減することができた

○電子マニフェスト情報の活用方法

- 各学校の排出状況（排出場所、廃棄物の種類・量）の把握に活用
- 産業廃棄物処理費に係る経理業務に活用